

三原市内の農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するお願い

この太陽光発電施設の設置に関するお願いは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者及び設置場所自治会（以下「隣接農地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実にを行うことにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とするものです。

- 1 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を示して十分な説明をすること。
- 3 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。
- 4 事業者は、農地転用許可申請にあたって、農業委員会が行う農地転用に係る現地調査時に立会を求められた場合には対応すること。
- 5 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。
- 6 事業者は、次のチェックシートを基に周辺の環境に配慮すること。

チェックシート

1. 環境配慮に係る地域とのコミュニケーション

1.1 地域の実情や必要な事項の確認

取組	チェック欄
各種法令・条例等に基づく規制や指定区域等について、必要な事項を確認する。	

1.2 地域住民等に対する周知と説明

取組		チェック欄
事業予定の周知	立地検討段階で適切な範囲の地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知する。 事業予定の周知の機会に、地域住民等から、土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等を聞き取る。	
事業計画案の説明	事業計画案を作成した段階で、適切な範囲の地域住民等に対し、書類等を示して、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行い、意見を聞き取る。 地域住民等から寄せられた意見に対し、それらを勘案して採用する対策について、地域住民等に知らせる	

1-3 説明結果等の記録

取組	チェック欄
地域住民等へ説明を行った場合は、その日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、議事応答の状況、出席者数を記録する。	

2. 環境配慮のポイント

	取組	チェック欄
土地の安定性	法面の安全性の検討を十分に行った上で、安定化が図れる勾配や工法を決定する。 地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を採用する。 工事中の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。	
濁水	降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用する。 土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど、土砂流出・濁水発生防止策を講じる。 施工に際して、必要な場合は、仮設沈砂池や濁水処理施設等を設置する。 工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行う。	
騒音	住宅等に隣接して設置する場合には、パワーコンディショナ等の設置場所を調整し、囲いや壁を設置するなど防音対策を講ずる。	
反射光	周辺の建物や施設に反射光が差す場合は、アレイの向き・配置を調整する。	
景観	眺望の良い場所等の周辺では、アレイの高さ・設備の色等は、周辺景観との調和に配慮したものとする。	

3. 施設設置後の環境配慮

取組	チェック欄
検討した環境配慮の対策について定期的に状況を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討する。	
施設の稼動に伴い、周辺の環境に影響を及ぼす状況が発生したときに、適切な対策を直ちに講ずることができるよう、外部から見えやすい場所に連絡先を明示する。（標識の掲示義務あり）	
廃棄物処理法等の関係法令や、既存のガイドライン等を確認し、事業終了後における適切な撤去・処分について計画を検討する。	

※チェックシートは環境省の作成した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を参考に作成したものです。